

# 1. 環境行政の推進体制

## (1) 行政組織の変遷

環境行政組織の整備については、昭和34年に衛生民生部環境衛生課に公害係を新設し、その後、公害の複雑化、広域化に対処するため、昭和40年3月には公害課を新設しました。その以後も組織の充実を図り、昭和45年4月には公害対策課、公害規制課の2課制とし、同年7月には公害対策局を衛生部内に設け、昭和47年4月には公害規制課を大気保全課、水質保全課に分離独立させ3課制としました。

昭和49年4月には、環境行政を総合的に推進することを目的として、環境調整課、大気保全課、水質保全課、自然保護課及び廃棄物対策課の5課制からなる環境部を発足させ、昭和51年4月に廃棄物対策課を生活環境課と改称しました。

また、昭和56年6月には環境調整課内に環境影響評価審査班を、昭和60年4月には水質保全課内に湖沼班、生活環境課内に産業廃棄物監視班を、昭和61年4月には自然保護課内に自然環境保全班を、昭和62年4月には生活環境課内に産業廃棄物対策室を、元年4月には水質保全課内に地下水汚染対策室を設置しました。

さらに、2年4月には、産業廃棄物問題に対処するため産業廃棄物課を設け6課制とするともに、環境調整課内に環境政策室を設置し、3年4月には大気保全課内に自動車公害対策班を、4年4月には生活環境課内にリサイクル推進班を、12月には自然保護課内に鳥獣管理対策室を、9年4月には産業廃棄物課内に監視指導室を、また、10年4月には残土規制班を、さらに、11年4月には監視指導室に機動班を設置するなど、新たな環境行政への需要に対応するため組織体制の充実強化を図りました。

12年4月には、本庁の部課の再編により、環境部は、良好な環境の創出及び保全並びに県民生活への支援を通じ、快適でうるおいのある県民生活の実現を図るため、企画部及び社会部の県民生活部門と統合され、環境生活課、大気保全課、水質

保全課、自然保護課、一般廃棄物課、産業廃棄物課、県民生活課、文化国際課及び交通安全対策課の9課制からなる環境生活部として再編されました。

14年4月には、環境行政への多様なニーズに対応するため、環境生活課改め環境政策課内に、循環型社会の構築及び環境再生の推進のため資源循環推進室及び環境再生室を、また、ディーゼル自動車排気ガス対策のため大気保全課の自動車公害対策室内に監視指導班を新設しました。

15年1月にはバイオマス施策の推進を図るため、部局横断的な組織としてバイオマスプロジェクトチームを設置しました。

15年4月には、資源循環推進体制の整備のため、一般廃棄物課を資源循環推進課に改め、資源循環推進業務を環境政策課から移管しました。

18年4月には、地球温暖化防止対策を積極的に推進するため環境政策課の環境再生推進室を温暖化対策推進室に改め、また、アスベスト対策の総合調整を行うため環境政策課内にアスベスト問題対策会議事務局を設置しました。

一方、出先機関については、昭和43年8月に公害研究所を設置し、主に大気汚染に関する分析、調査及び研究を行ってきまましたが、地盤沈下の研究を行うため昭和45年7月には地盤沈下研究室を、昭和54年4月には騒音振動研究室を増設し、公害研究所の充実を図ってきましました。なお、4年4月には、研究内容にふさわしい名称とするため、公害研究所を環境研究所に改称しました。

また、水質汚染の分析、調査及び研究に当たるため昭和47年4月に水質保全研究所を設置し、昭和51年7月には産業廃棄物研究室を増設しました。

昭和63年4月には、公害研究所地盤環境研究室を水質保全研究所地盤環境研究室として所属替えしました。また、6年4月には、印旛沼・手賀沼の水質浄化に関する研究の充実強化を図るため印旛沼・手賀沼浄化研究室を増設しました。

3年6月には、県民が水に親しみ、水質浄化意識の高揚に資するため手賀沼親水広場を設置し、6年4月には、手賀沼の水質浄化推進体制の充実

を図るため、管理班及び手賀沼浄化推進班を設置しました。

6年4月には、廃棄物全般に関する調査、研究、情報提供及び普及啓発を行うため廃棄物情報技術センターを設置し、これに伴い水質保全研究所産業廃棄物研究室を廃止しました。

13年4月には、試験研究機関の見直しにより、環境研究所、水質保全研究所及び廃棄物情報技術センターを統合し、新たに環境研究センターを設置しました。

なお、元年4月には、産業廃棄物の不法投棄等の監視、指導及び地下水汚染防止対策指導要綱に基づく事業者指導の充実強化を図るため、6保健所に環境保全課(6年4月に班)を設置しました。

また、9年4月には、県下全域を保健所で監視できる体制を整備するとともに、特に課題が多いとされる地域を担当する保健所については、環境保全対策室を設置しました。

13年4月には、保健所の環境保全部門を支庁に移行し、支庁に県民環境課を設置するとともに、産業廃棄物の不法投棄等の多い地域を担当する支庁に産業廃棄物の不法投棄等を専門に担当する監視班を設置しました。

16年4月には、出先機関の見直しにおいて、10の支庁を5の県民センター及び5の県民センター事務所に改編しました。

環境生活部の行政組織機構は図3-1-1のとおりであり、職員数は、18年4月1日現在405名となっています。

このほか、地域住民の環境行政に対する要望等に対処するため、環境生活部、各県民センター及び県民センター事務所に公害苦情相談員を配置しています。

また、環境行政を適切に遂行するため、学識経験者等からなる環境審議会や委員会等を設けているほか、公害紛争についてのあっせん、調停及び仲裁を行う公害審査会を設置しています。

## (2) 環境保全対策予算(環境関係)

### ア 17年度予算

17年度の環境関係の環境保全対策予算は、総額

50億41百万円を計上し、各種公害の防止、生活環境の整備及び自然環境の保全に努めました。

### イ 18年度予算

18年度の環境関係の環境保全対策予算は、かけがえのない環境を守り、快適でうるおいのある環境づくりを積極的に推進するため、総額45億67百万円の予算を計上しています。

### 環境関係の環境保全対策予算(当初) (単位:百万円)

| 課・所別     | 対策別          | 17年度  | 18年度  |
|----------|--------------|-------|-------|
| 環境政策課    | 総合対策         | 843   | 747   |
| 大気保全課    | 大気保全対策       | 855   | 580   |
|          | 騒音・振動・悪臭防止対策 | 37    | 42    |
| 水質保全課    | 水質保全対策       | 1,043 | 1,038 |
|          | 地盤沈下防止対策     | 107   | 114   |
| 自然保護課    | 自然環境保全対策     | 285   | 372   |
|          | 野生鳥獣保護対策等    | 274   | 276   |
| 資源循環推進課  | 廃棄物対策        | 823   | 703   |
| 産業廃棄物課   | 〃            | 719   | 644   |
| 環境研究センター | 大気保全対策等      | 13    | 10    |
|          | 水質保全対策等      | 14    | 14    |
|          | 廃棄物対策        | 28    | 27    |
| 合計       |              | 5,041 | 4,567 |

(注) 1. 百万未満は四捨五入してあるので、合計が一致しない場合がある。  
2. 人件費、運営費を除く。

図3-1-1 環境生活部の組織（平成18年度）

